

林業関係補助金交付要綱

補助金等の交付手続等に関する規則

〔平成 2年12月25日 制定〕
〔令和 8年 4月 1日 一部改正〕

埼玉県農林部森づくり課

林業関係補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 県は、林業の振興を図るため、林業に関する事業を行う者に対し、当該事業に要する経費について、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等及び補助率)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助率は、別表のとおりとする。

(交付申請書の様式及び提出時期)

第 3 条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出時期は、毎会計年度定めるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者に対して通知するものとする。

(添付書類の省略)

第 4 条 規則第4条第2項各号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(軽微な変更)

第 5 条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表の事業の欄に掲げる事業区分に応じ、それぞれ同表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業変更の承認申請)

第 6 条 補助事業者は、規則第6条第1項の規定により知事の付した条件に基づき、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更について知事の承認を受けようとするときは、様式第2号の補助事業変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(交付決定通知書の様式)

第 7 条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(状況報告)

第 8 条 補助事業者は知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式及び提出時期)

第 9 条 規則第13条の報告書の様式は、様式第1号及び様式第4号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業の完了後30日以内とする。

(概算払)

第10条 概算払のできる補助事業については、別途定めるものとする。

(概算払等の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の概算払又は前金払を受けようとするときは、様式第5号の請求書を知事に提出しなければならない。

(財産の処分制限の緩和期間等)

第12条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められていた耐用年数に相当する期間とする。ただし、国庫補助事業については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条の定めによる。

2 規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、1件の取得価格が50万円以上の財産とする。

(書類の整備等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等について証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

(書類の提出部数及び経由)

第14条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類の提出部数は、正副2部とし、埼玉県川越・秩父の各農林振興センターの長又は所轄林業事務所の長を経由しなければならない。ただし、補助事業者が県一円を区域とする団体及び補助金の交付の申請、受領等の行為を県一円を区域とする団体に委任する場合は、これらの機関を経由しなくてもよい。

(暴力団排除に関する誓約)

第15条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年12月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に林業関係補助金交付要綱を廃止する告示（平成2年埼玉県告示第1576号）による廃止前の林業関係補助金交付要綱（昭和41年埼玉県告示第10号）の規定によりなされた決定その他の処分又は申請その他の手続は、それぞれこの要綱の相当規定に基づいてなされた処分又は申請とみなす。

附 則

この要綱は、平成3年6月5日から施行する。
ただし、第2条に基づく別表の地域林業整備育成対策事業の改正については、森林法の一部を改正する法律（平成3年法律第38号）の施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

補助事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

様式第1号-1 (第3条関係)

令和 年度〇〇事業補助金交付申請書

(第 号)
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

(代理人)
住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者の氏名

下記により〇〇事業補助金 円の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分 別紙1のとおり
- 3 事業完了(予定)年月日
- 4 収支予算 別紙2のとおり

- 注意
- 1 「事業の内容及び経費の配分」及び「収支予算」の記載は、当該事業ごとに定められた別紙1及び2によること。
 - 2 間接補助金等を交付する場合にあっては、市町村の補助金交付に関する規定また要綱を添付すること。
 - 3 委任等を受けた代理人が申請する場合は、住所又は主たる事務所の所在地氏名又は名称及び代表者の氏名の上欄に代理人と表記すること。

様式第1号-2（第3条、第9条関係）

令和 年度〇〇事業補助金交付申請書及び実績報告書

（第 号）
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

（代理人）

住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者の氏名

下記により〇〇事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条及び第13条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容 別紙1のとおり

- 注意
- 1 森林循環利用促進事業については、この様式による。
 - 2 「事業の内容」の記載は、当該事業ごとに定められた別紙1によることとし、事業の実施結果に基づいて記入すること。
 - 3 委任等を受けた代理人が申請する場合は、住所又は主たる事務所の所在地氏名又は名称及び代表者の氏名の上欄に代理人と表記すること。

別紙1

1 林業・木材産業構造改革事業

- (1) 林業経営構造対策事業、特用林産物活用施設等整備事業、「埼玉の木」施設整備促進事業、
「埼玉の木」加工・流通促進事業
事業の内容及び経費の配分

事業細目	事業の内容				総事業費	負担区分				工期		備考
	設計書 番号	事業 主体	施行 箇所	事業内容		県補助 金	市町 村費	公庫 資金	自己 資金	着工	竣工	
					円	円	円	円	円			
計												

- 注意 1 事業細目欄は、別表の事業細目の欄に掲げる事業名を記載すること。
2 事業内容は、森林管理道に係る事業以外の事業を行う場合は計画の事業内容及び数量、林道に係る事業を行う場合は路線ごとの幅員、延長及び事業費の単価を記載すること。
3 実施計画書（変更承認申請の場合は変更設計書その他事業変更の説明に必要な書類、実績報告書の場合は出来高設計書）を添付すること。

- (2) 次世代木材生産・供給システム構築事業
事業の内容及び経費の配分

事業細目	事業内容	事業量		事業費	負担区分		備考
		実施 市町村	面積(ha) 延長(m)		県補助金	事業主体 負担金	
				円	円	円	
計							

- (3) 埼玉県ICT活用ソフト等導入推進事業
事業の内容及び経費の配分

事業細目	メニュー	実施 市町村	事業費	負担区分		備考
				県補助金	事業主体 負担金	
			円	円	円	
計						

2 森林の担い手育成対策事業

(1) 担い手受け入れ体制整備事業、高性能林業機械オペレーター育成補助、社会保険強化対策事業、林業労働力確保支援センター活動促進事業、森林技術者育成研修事業、森林組合経営基盤整備事業、林業労働安全衛生事業、山村活性化の担い手育成支援事業、林業の多様な担い手育成研修事業、林業労働安全装備品購入事業の内容及び経費の配分

事業細目	事業内容	事業費	負担区分		
			県補助金		その他
		円	円	円	円
計					

(2) 林業活動支援事業、地域林業プランナー育成支援事業
事業の内容及び経費の配分

事業細目	事業費	負担区分			積算根拠
		県補助金	市町村費	その他	
	円	円	円	円	
計					

3 県産木材活用住宅等支援事業
事業の内容及び経費の配分

事業細目	事業主体	事業内容	事業費	負担区分		備考
				県補助金	その他	
			円	円	円	
計						

4 森林管理道開設事業、森林管理道改良事業、県単独森林管理道開設事業、県単独森林管理道改良事業、森林管理道舗装事業、県単独森林管理道舗装事業、森林管理道施設災害復旧事業、県単独森林管理道施設災害復旧事業、森林管理道施設災害関連事業
事業の内容及び経費の配分

事業名								
事業細目								
路線名								
施行箇所	郡 町 大字 字 地内 市 村							
森林管理道の種類	道							
事業計画	箇所番号	橋りょう その他 の別	県補助率	全幅員	延長	事業費		
						県補助金	事業主体 負担金	計
						円	円	円
利用区域内の 森林資源内容	面積 ヘクタール, 蓄積 m ³							
備考								

- 注意
- 1 実施設計書（変更承認申請の場合は、変更実施設計書及びその他事業変更の説明に必要な書類を、実績報告の場合は出来高設計書）を添付すること。
 - 2 申請者が森林組合の場合は、事業執行決議書の抄本を添付すること。
 - 3 各事業別に申請し、路線ごとに記入すること。
 - 4 事業名及び事業細目欄は、別表により記入すること。
 - 5 森林管理道の種類は、森林管理道、林業専用地、森林施業道の別を記入すること。
 - 6 事業計画は、次によりに記入すること。
 - (1) 森林管理道改良事業の「その他の森林管理道」及び県単独森林管理道改良事業は、「橋りょう」及び「その他」に区分し、それぞれ箇所番号ごとに記入するとともに、その合計を記入すること。
 - (2) 森林管理道施設災害関連事業、森林管理道施設災害復旧事業及び県単独森林管理道施設災害復旧事業は、箇所番号ごとに記入し、番号の上部に災害名を記入するとともに合計を記入すること。
 - 7 備考欄には木材の予定使用量（実績報告書の場合は実施使用量）を記入すること。

5 治山事業
山村生活安全対策事業
事業の内容及び経費の配分

番号	施工箇所	面積 (ha)	事業費 (円)			工種概要	備考
			県補助金	市町村費	計		
			円	円	円		
計							

- 注意 1 実施設計書（変更承認申請の場合は、変更実施設計書及びその他事業変更の説明に必要な書類を、実績報告の場合は精算設計書）を添付すること。
 2 「施工箇所」欄には、字名まで記載すること。
 3 「面積」欄には、施行面積を記載すること。
 4 「工種概要」欄には、当該施行箇所の主な工種及びその数量を記載すること。
 5 「備考」欄には、箇所名を記載すること。

6 森林認証取得支援事業
事業の内容及び経費の配分

事業細目	事業主体	事業内容	事業箇所 及び対象	事業費	負担区分			備考
					県補助金	事業主体 負担金	その他	
				円	円	円	円	
計								

- 注意 1 対象の記載は、森林管理認証は森林面積(ha)、加工流通管理認証は主な取扱品目及び県産木材取扱量(m³など)を記載すること。

7 ナラ枯れ被害緊急対策事業
事業の内容及び経費の配分

事業細目	事業内容	事業量		事業費	負担区分		備考
		地区名	面積(ha) 材積(m3)		県補助金	事業主体 負担金	
				円	円	円	
計							

注意 1 事業細目欄は、別表の事業細目の欄に掲げる事業名を記載すること。

注意 2 実績報告にあつては、別に定める実績総括表を添付すること。

8 水源地域の森づくり事業
事業の内容及び経費の配分

事業細目	事業内容	事業量		事業費	負担区分		備考
		実施地区	面積(ha) 延長(m)		県補助金	事業主体 負担金	
				円	円	円	
計							

注意 1 事業細目欄は、別表の事業細目の欄に掲げる事業名を記載すること。

注意 2 実績報告にあつては、別に定める実績総括表を添付すること。

9 森林循環利用促進事業

(1) 皆伐・再造林補助

ア 人工林皆伐促進、イ 皆伐促進作業道整備、ウ 地拵・植栽、エ 獣害対策、オ 保育

市町村名	
------	--

整理番号	施行地 (大字・地番)	事業主体	雇用の有無	作業種	樹種	林齢	m 面積 h a、 延長	※	(承認番号) 森林経営計画等	図面番号	単・複別	林小班	備考

※の欄には、人工林皆伐促進、地拵・植栽、獣害対策、保育の種類・状態を記載すること。

(2) 保育補助

① 森林循環支援事業

ア 花粉削減対策事業

市町村名	
------	--

整理番号	施行地 (大字・地番)	事業主体	雇用の有無	作業種	樹種	林齢	面積 (延長)	間伐率 (幅員)	(承認番号) 森林経営計画等	(承認番号) 集約化実施計画	事前計画提出日	図面番号	単・複別	林小班	備考

② 森林整備事業

ア 公的森林整備事業、イ 流域森林整備事業、ウ 森林整備促進事業

市町村名	
------	--

整理番号	施行地 (大字・地番)	事業主体	雇用の有無	作業種	樹種	林齢	面積	※	(承認番号) 森林経営計画等	図面番号	単・複別	林小班	備考

※の欄には、植栽の場合は植栽本数及び地拵の有無、下刈の場合は全刈・筋刈の別、除伐の場合は刈払い機使用・チェーンソー使用の別及び伐採率、枝打ちの場合は枝打ち本数及び枝打高、保育間伐の場合は間伐率を記載すること。

10 (公社)埼玉県農林公社森林整備事業助成費
事業の内容及び経費の配分

事業細目	事業内容	事業費	負担区分		備考
			県補助金	その他	
		円	円	円	
計					

11 (公社)埼玉県農林公社森林整備事業繰上償還補助費
事業の内容及び経費の配分

事業細目	事業内容	事業費	負担区分		備考
			県補助金	その他	
		円	円	円	
計					

12 県産木材需要拡大事業
(1) 都市と山をつなぐ木造施設整備支援事業
事業の内容及び経費の配分

事業細目	事業主体	事業内容	事業費	負担区分			備考
				県補助金	市町村負担金	その他	
			円	円	円	円	
計							

1 3 新たな県産木材流通体制整備事業
 流通体制構築支援事業
 事業の内容及び経費の配分

事業細目	事業主体	事業内容	事業費	負 担 区 分			備 考
				県補助金	事業主体負担金	その他	
			円	円	円	円	
計							

1 4 スマート林業導入支援事業
 事業の内容及び経費の配分

事業細目	事業主体	事業内容	事業費	負 担 区 分			備 考
				県補助金	事業主体負担金	その他	
			円	円	円	円	
計							

別紙2

収支予算

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	積 算 の 基 礎	備 考
県補助金 市町村費（補助金）	円		
合 計			

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	積 算 の 基 礎	備 考
	円		
合 計			

様式第2号（第6条関係）

令和 年度〇〇事業変更承認申請書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった〇〇事業の実施について、下記理由により事業内容及び経費の配分の変更承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 変更事項 別紙1及び2のとおり

注意 別紙1及び2は、補助金交付が決定された事業内容及び経費の配分並びに変更後の事業内容及び経費の配分を容易に比較対照できるよう該当事業ごとに様式第1号の別紙1及び別紙2に準じ、二段書きにすること。

令和 年度〇〇事業補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事 印

令和 年 月 日付け (第 号) で申請の〇〇補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法
- 3 条件
- 4 その他 この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に規定する間接補助金に該当するので、同法の適用がある。

- 注意
- 1 条件は、別に定める「事業別条件」により付すること。
 - 2 4のその他については、県単独事業の交付決定の場合は、除くものとする。

令和 年度〇〇事業補助金交付決定及び確定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事 印

令和 年 月 日付け（第 号）で申請及び実績報告のあった令和 年度〇〇事業補助金については、下記のとおり交付決定し、確定します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 精算払いによる
- 3 条件 埼玉県〇〇事業実施要領第 による
- 4 その他 この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に規定する間接補助金に該当するので、同法の適用がある。

- 注意
- 1 森林循環利用促進事業については、この様式による。
 - 2 条件は、別に定める「事業別条件」により付すること。
 - 3 4のその他については、県単独事業の交付決定の場合は、除くものとする。

令和 年度〇〇事業補助金実績報告書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた〇〇事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|-----------------------|----------------|
| 1 補助事業の名称 | 事業 |
| 2 補助金の交付決定額 | 金 円 |
| 3 補助事業の完了年月日 | 令和 年 月 日 |
| 4 補助事業の成果 | 別紙1（成績書）のとおり |
| 5 補助事業に要した経費の精算に関する事項 | 別紙2（収支精算書）のとおり |

- 注意 1 「補助事業の成果」の記載は様式1号の別紙1に準ずるものとする。この場合において表題は「令和 年度〇〇事業成績書」とすること。
- 2 「補助事業に要した経費の精算に関する事項」の記載は、別紙2の収支精算書によること。
- 3 補助金の口座振替払いを希望する場合は「債権者コード」又は「取引金融機関名・店名・口座名義人・預金種別・口座番号」を記入すること。

別紙 2

令和 年度〇〇事業収支精算書

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	精 算 額	比較増(△)減額	備 考
	円	円	円	
計				

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	精 算 額	比較増(△)減額	備 考
	円	円	円	
計				

(3) 県補助金精算

精算事業費	補 助 率	精算補助金	精算(前金) 払受領額	差引補助金 未受領 (返還)額	備 考
円		円	円	円	

様式第5号（第10条関係）

令和 年度〇〇補助金概算払（前金払）請求書

令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者の氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった〇〇補助金について、下記の金額を概算払（前金払）によって交付されたく請求します。

記

金 円

注意 補助金の口座振替払いを希望する場合は「債権者コード」又は「取引金融機関名・店名・口座名義人・預金種別・口座番号」を記入すること。

債権者コード	金融機関名	店名	口座名義人	預金種別	口座番号
.....				普・当	

別表（第2条、第5条関係）

事業	経費	事業細目	補助率	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
林業・木材産業構造改革事業	市町村、森林整備法人等選定経営体及び広域利用林業機械の整備を実施するもの（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条に基づく林業労働力確保支援センター、森林組合連合会、県知事が林野庁長官等と協議して認める団体（特認団体）に限る。）が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	1 林業経営構造対策事業		事業細目のそれぞれの経費間の30%を超える増減	1 事業主体の変更 2 事業細目の新設又は廃止 3 事業細目、事業主体ごとの工種及び施設区分ごとの事業費が500万円以上の事業について事業量の30%を超える増減、ただし、森林管理道開設にあっては路線ごとの事業量の30%を超える減少
		(1) 先進的な林業機械等整備	事業費の1/3以内 スイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラップル及びタワーヤーダの交付率は4/10以内 次の（ア）から（ウ）までを満たす者は交付率1/2以内 （ア）施業集約化に取り組む能力・体制を有するとして実践体制評価を受け認定されていること （イ）年間5,000m3以上の素材生産実績があり、目標年度までに9,000m3以上の素材生産量を達成できること （ウ）目標年度までに県が作成する計画等に記載されている素材生産性の目標値の1.5倍の生産性を達成できること		
		(2) 先進的な林業機械等整備（花粉削減）	事業費の1/2以内		
	市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	(3)きのこの生産資材導入支援	定額 （上限5,000千円）		事業費の30%を超える増減
	市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人等が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	2 特用林産物活用施設等整備事業	事業費の1/2以内		

事業	経費	事業細目	補助率	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
林業・木材産業構造改革事業	市町村、地方公共団体が出資する法人、地方公共団体の組合、以下の建築物を整備する者（①学校、②老人ホーム、保育所、福祉ホーム等社会福祉施設、③病院又は診療所、④体育館、水泳場等運動施設、⑤図書館、青年の家等社会教育施設、⑥車両の停車場等発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供する施設、⑦高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	3「埼玉の木」施設整備促進事業		事業費の30%を超える増減	事業実施主体の変更
		(1)木造公共施設、木製外構施設、付帯施設	15% ただし、特にモデル性が高いと認められる施設等については1/2以内		
		(2)木質内装	事業費の3.75%以内。かつ木質内装部分に係る事業費の1/2以内		
	市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体が出資する法人、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	4「埼玉の木」加工・流通促進事業 (1)加工・流通施設整備事業	事業費の1/2以内、	事業費の30%を超える増減	事業実施主体の変更
	市町村、森林組合等が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	5 次世代木材生産・供給システム構築事業 (1)間伐材生産 (2)路網整備	定額	事業費の30%を超える増減	1 事業実施主体の変更 2 事業量の30%を超える減少
		6 埼玉県 ICT 活用ソフト等導入推進事業	事業費の1/2以内 路網線形設計ソフト整備については定額		

附帯事務費 市町村が行う林業・木材産業構造改革事業実施のための指導監督及び協議会の運営に要する経費		事業費の 1/2 以内	事業費の 30% を超える増減	
------------------------------------------------------	--	-------------	-----------------	--

事業	経費	事業細目	補助率	重要な変更		
				経費の配分の変更	事業内容の変更	
森林の担い手育成対策事業	林業事業体が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	1 担い手受け入れ体制整備事業 (1)技術技能向上研修等事業 ア 技術・技能習得活動 イ 研修会・講習会の開催 2 高性能林業機械オペレーター育成補助	事業費の1/2以内	事業費の30%を超える増減		
	林業事業体、もしくは一人親方を構成員とする任意組合が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	3 社会保険強化対策事業 (1)健康保険強化事業 (2)退職金共済制度活用奨励事業	定額			
	林業労働力確保支援センターが「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	4 林業労働力確保支援センター活動促進事業	定額			
		5 森林技術者育成研修事業	定額			
	森林組合連合会が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	6 森林組合経営基盤整備事業	事業費の1/2以内			
	労働災害防止団体が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	7 林業労働安全衛生事業 (1)労働安全衛生講習会事業 (2)安全巡回指導事業 (3)特殊健康診断事業	定額			
	市町村、林業活動を行う者等で組織する団体が、「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	8 林業活動支援事業	事業費の1/2以内			事業費の30%を超える増

事業	経費	事業細目	補助率	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
森林の担い手育成対策事業	林業者等が組織する団体が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	9 地域林業プランナー育成支援事業	定額	事業費の30%を超える増減	
		10 林業の多様な担い手育成研修事業	事業費の1/2以内	事業費の30%を超える増	
	市町村、山村・林業振興協議会が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	11 山村活性化の担い手育成支援事業	事業費の1/2以内	事業費の30%を超える増	
	林業事業者が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	12 林業労働安全装備品購入事業	事業費の1/2以内	事業費の30%を超える増	
県産木材活用住宅等支援事業	一般社団法人埼玉県木材協会が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	1 県産木材活用住宅等支援事業	定額	事業費の30%を超える増減	事業主体の変更

事業	経費	事業細目	補助率	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
森林管理道開設事業	市町村、森林組合及び埼玉県森林組合連合会が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費 (事務費を除く)	普通森林管理道開設事業	1 事業費の 4.7/10 以内 2 過疎振興山村にあつては事業費の 5.2/10 以内	施行路線ごとの事業費の 30% を超える増減	1 施行路線又は事業主体の変更 2 施行路線の位置又は車道幅員の変更 3 施行路線ごとの施行延長の 30% を超える減少 4 路線の平面線形の移動幅が 100m を超える変更
森林管理道改良事業	市町村、森林組合及び埼玉県森林組合連合会が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費 (事務費を除く)	1 幹線森林管理道事業	事業費の 5.1/10 以内	1 幹線森林管理道とその他の森林管理道の区分ごとの事業費のそれぞれの間の増減 2 施行箇所ごとの事業費の 30% を超える増減	1 施行箇所又は事業主体の変更 2 施行位置、事業の種類又は車道幅員の変更 3 施行箇所ごとの施行延長の 30% を超える減少
		2 その他の森林管理道事業	事業費の 3.1/10 以内 ただし、橋梁等の点検診断や補強等に係る事業については、事業費の 5.1/10 以内		
県単独森林管理道開設事業	市町村、森林組合及び埼玉県森林組合連合会が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費 (事務費を除く)	県単独森林管理道開設事業	事業費の 4.5/10 以内	施行路線ごとの事業費の 30% を超える増減	1 施行路線の変更 2 施行路線の位置又は車道幅員の変更 3 施行延長の 30% を超える減少

事業	経費	事業細目	補助率	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
県単独森林管理道改良事業	市町村、森林組合及び埼玉県森林組合連合会が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費 (事務費を除く)	県単独森林管理道改良事業	事業費の 3/10 以内	施行箇所ごとの事業費の 30% を超える増減	1 施行箇所の変更 2 施行位置の変更
森林管理道施設災害関連事業	市町村、森林組合及び埼玉県森林組合連合会が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費 (事務費を除く)	1 奥地幹線森林管理道施設災害関連事業	市町村にあつては事業費の 5.5/10 以内 市町村以外は事業費の 6/10 以内 (激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「特例法」という)で指定する部分については、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(以下「特例法施行令」という)に定める率)	1 年災別事業費のそれぞれの間の増減 2 施行箇所ごとの事業費の 30% を超える増減	1 施行箇所又は事業主体の変更 2 施行箇所ごとの施行延長の増減 3 工種の変更
		2 その他の森林管理道施設災害関連事業	事業費の 1/2 以内 (激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「特例法」という)で指定する部分については、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(以下「特例法施行令」という)に定める率)		1 施行箇所又は事業主体の変更 2 施行箇所ごとの施行延長の増減 3 工種の変更

事業	経費	事業細目	補助率	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
森林管理道施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）に基づき市町村、森林組合及び埼玉県森林組合連合会が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費（事務費を除く）	1 奥地幹線森林管理道施設災害復旧事業	事業費の 6.5/10 以内 （暫定法及び特例法で指定する部分については、暫定法及び特例法施行令で定める率） （森林組合及び埼玉県森林組合連合会にあっては、（1-上記補助率）/2 以内を加算した率）	1 年災別事業費それぞれの間の増減 2 奥地幹線森林管理道とその他の森林管理道の区分ごとの事業費のそれぞれの間の増減 3 施行箇所ごとの事業費の 30%を超える増減	1 施行箇所又は事業主体の変更 2 施行箇所ごとの施行延長の増減 3 工種の変更
		2 その他の森林管理道施設災害復旧事業	事業費の 1/2 以内 （暫定法及び特例法で指定する部分については、暫定法及び特例法施行令で定める率） （森林組合及び埼玉県森林組合連合会にあっては、（1-上記補助率）/2 以内を加算した率）		
県単独森林管理道施設災害復旧事業	市町村、森林組合及び埼玉県森林組合連合会が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費（事務費を除く）	県単独森林管理道施設災害復旧事業	事業費の 4/10 以内	施行箇所ごとの事業費の 30%を超える増減	1 施行箇所の変更 2 施行箇所ごとの施行延長の 30%を超える減少

事業	経費	事業細目	補助率	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
森林管理道舗装事業	市町村、森林組合及び埼玉県森林組合連合会が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費（事務費を除く）	1 幹線森林管理道舗装事業	事業費の5.1/10以内	1 幹線森林管理道とその他の森林管理道の区分ごとの事業費のそれぞれの間の増減 2 施行路線ごとの事業費の30%を超える増減	1 施行路線又は事業主体の変更 2 施行延長の30%を超える減少
県単独森林管理道舗装事業	市町村、森林組合及び埼玉県森林組合連合会が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費（事務費を除く）	県単独森林管理道舗装事業	事業費の3/10以内	施行路線別の事業費の30%を超える増減	1 施行路線の変更 2 施行延長の30%を超える減少
県単独治山事業	市町村が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費（事務費を除く）	山村生活安全対策事業	事業費の1/2以内	施行箇所ごとの事業費の30%を超える増減	施行箇所の変更

事業	経費	事業細目	補助率	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
森林認証取得支援事業	市町村、森林組合、森林所有者等が、「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	1 森林認証取得支援事業 (1) 森林管理認証 ア 申請書作成 イ 初回審査 ウ 定期審査等	事業費の1/2以内 ただし、イについてはそれぞれ上限75万円 ウについては上限24万円	1 事業費の30%を超える増減 2 事業細目の追加及び廃止	事業主体の変更
	さいたま県産材木材認証事業者である県内業者、県内の森林管理認証林から生産される特用林産物を取り扱う事業者が、「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	(2) 加工流通管理認証 ア 初回審査 イ 定期審査等	事業費の1/2以内 ただしアについては上限15万円 イについては上限12万円		
ナラ枯れ被害緊急対策事業	市町村が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	防除対策事業 1 国庫補助	事業費の3/4	事業費の30%を超える増減	事業量の30%を超える減少
		2 県単補助	定額		
水源地域の森づくり事業	市町村、森林所有者、林業事業者、特定非営利活動法人、森林整備法人が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	1 針広混交林造成事業 2 荒廃森林再生事業	定額	事業費の30%を超える増減	事業量の30%を超える減少

事業	経費	事業細目	補助率	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
森林循環利用促進事業（うち皆伐・再造林補助）	森林組合等が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	1 人工林皆伐促進 2 皆伐促進作業道整備 3 地拵・植栽 4 獣害対策 5 保育	定額		
森林循環利用促進事業（うち保育補助）	市町村、森林組合、森林所有者等が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	1 森林循環支援事業			
		(1) 花粉削減対策事業	事業費の4/10		
		2 森林整備事業			
		(1) 公的森林整備事業	事業費の5/10 ただし、森林整備合理化計画に基づくものは5.3/10		
		(2) 流域森林整備事業	事業費の4/10		
		(3) 森林整備促進事業	事業費の3/10以内		

事業	経費	事業細目	補助率	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
(公社)埼玉県農林公社 埼玉県農林公社森林整備事業助成費	(公社)埼玉県農林公社が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	1 償還金利子等補助事業 (1) 償還金利子補助事業 (2) J-クレジット取得促進事業 (3) 分収林の解約及び変更契約推進事業	定額	事業費の30%を超える増減	
(公社)埼玉県農林公社 埼玉県農林公社森林整備事業繰上償還補助費	(公社)埼玉県農林公社が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	1 繰上償還費補助	定額	事業費の30%を超える増減	

事業	経費	事業細目	補助率	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
県産木材需要拡大事業	木材関連業者等の組織する団体等及び県と建築物木材利用促進協定を締結した事業者が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	1 都市と山をつなぐ木造施設整備支援事業 (1) 県産木材利用促進	事業費の 4/10 以内	事業費の 30% を超える増減	事業主体の変更
	木材業者等の組織する団体等が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	(2) 県産木材の利用環境整備	事業費の 1/2 以内	事業費の 30% を超える増減	事業主体の変更
新たな県産木材流通体制整備事業	県産木材供給体制構築対策協議会で合意を得た事業者が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	1 流通体制構築支援事業	定額	事業費の 20% を超える増減	事業主体の変更
スマート林業導入支援事業	林業事業者が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	1 スマート林業導入支援事業	事業費の 2/3 以内	事業費の 30% を超える増	事業主体の変更